

大綱心で交通安全！

〜本年3月12日に施行された改正道路交通法のポイントについて〜

道路交通法の改正により、本年3月から75歳以上の運転者に対する認知症対策が強化されたほか、自動車免許に「準中型免許」が新設されました。

今回は、改正道路交通法のポイントについてお知らせします。

75歳以上のドライバーに対する認知症対策の強化

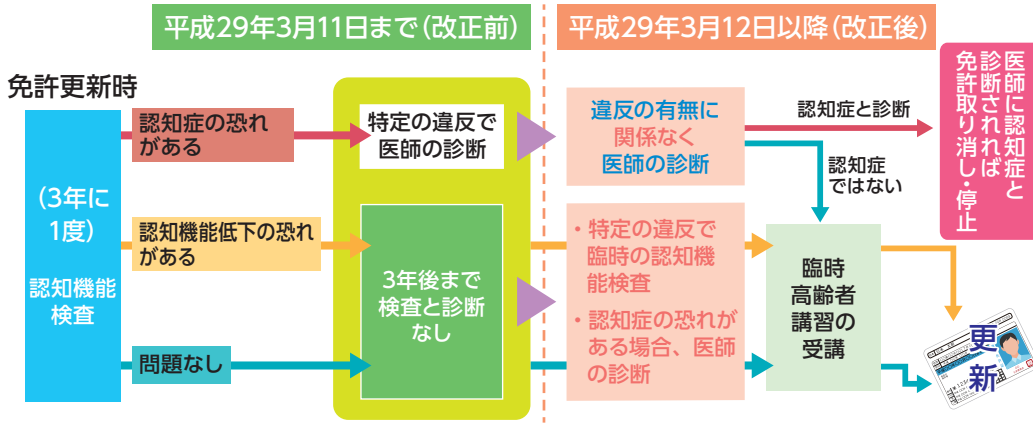
■ 免許更新時の認知機能検査で認知症の恐れがあると判定された場合、医師の診断(臨時の適性検査)が義務付けられます。

■ また、認知機能検査の結果に応じて、高齢者講習の時間が長くなります。(講習は、検査当日ではなく、後日、実施されます)

■ 認知機能が低下した場合に起こしやすい違反行為(信号無視など18項目)をすると、臨時認知機能検査が行われます。

■ 臨時認知機能検査の結果、認知症の恐れがある場合は、医師の診断を

75歳以上の運転者の認知症対策



準中型免許の新設

従来の自動車免許である普通・中型・大型の3種類に準中型免許が新たに追加され、運転できる自動車の範囲が、下図のように変更されました。

普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まり、最大積載量2トン以上4.5トン未満の貨物車などを運転するためには、準中型免許を取得しなければなりません。

ただし、改正前に普通免許を取得した方が運転できる自動車の範囲は、改

■ 臨時認知機能検査を受けなかった場合や臨時高齢者講習を受講しなかった場合は、免許の取り消しまたは停止の処分を受けることになります。

受け、認知症と診断されれば、免許の取り消しまたは停止の処分を受けることとなります。認知症と診断されなくても認知機能低下の恐れがある場合は、臨時高齢者講習を受講しなければなりません。

- お ~おはようから
- お ~おやすみまで
- つ ~常に交通安全を意識して
- な ~無くそう交通事故

Vol.9

- 【問合せ先】
- ▼ 本庁防災安全課危機管理グループ
 - ☎ (23) 51111 (内線4932)
 - ▼ 薩摩川内警察署交通課
 - ☎ (20) 0110

	改正前		改正後			
	車両総重量	最大積載量	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
普通自動車	5トン	3トン	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
中型自動車	11トン	6.5トン	18歳以上	18歳以上	20歳以上	21歳以上
大型自動車					普通免許などの保有2年	普通免許などの保有3年

最初から準中型免許をとってもOK!

正後も変わりません。準中型免許の受験資格は、普通免許と同じで、18歳以上の方です。

